

年 月 日

確 約 書

阪 南 市 長 様

申請者 住所
氏名 印

施工業者 住所
氏名 印

設置場所 阪南市

床下集合配管システム（以下、「排水ヘッダー」という。）の設置について、その維持管理において支障のない資材・設計・施工であること等を、申請者及び施工業者は、下記のとおり阪南市長に確約いたします。

記

- 1, 排水ヘッダーは、法令等に基づく口径・こう配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持・固定がなされていること。また、別紙添付資料の資材を使用すること。
- 2, 排水ヘッダーは、汚水の逆流や滞留が生じない構造で設置されていること。
- 3, 排水ヘッダーは、保守点検・補修・清掃にあたり、作業員が容易に作業をおこなえるよう、建築物に十分スペースを有する点検口を確保していること。また、維持管理においては申請者（譲渡が行われた場合は、その譲渡を受けた者）が責任をもって行うこと。
- 4, 阪南市下水道条例第 8 条に基づく排水設備等の工事の検査において、当該設置場所の建築物内に立入り、当該排水ヘッダーの検査を行うことを申請者（譲渡が行われた場合は、その譲渡を受けた者）は了承すること。
- 5, 当該物件を譲渡する場合は、当該確約書と排水ヘッダーの維持管理について十分な説明の上、譲渡を行うこと。

以上

※添付書類として、設置する排水ヘッダーのカタログ等資料を用意すること。